

改正

令和6年3月29日規則第20号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第2項	この章	この章（第40条を除く。）の規定及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第14号。以下「基準条例」という。）第5条又は第6条
第54条の5及び第54条の9	除く	除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする

第71条、第71条の2及び第71条の6	第34条から第45条まで	第34条、第35条、基準条例第4条の規定により読み替えられた第36条、第37条から第45条まで
---------------------	--------------	-------------------------------------------------

一部改正〔令和6年規則20号〕

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第20号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。